

碧南市出展料補助金の申請に関するQ&A

【 出展料（小間料）について 】

Q 募集要項等の資料にて、50小間以上の証明が出来ない場合はどうすれば良いでしょうか？

A 主催者へとメールにて問合せいただき、そのやり取り（質問・50小間以上である旨が記載された回答）を資料として添付してください。

Q 市外企業を主として合同出展を行う予定ですが、補助金の対象になりますか？

A 主が市外事業者であるので、補助対象となりません。市内企業者が主となる場合は補助対象です。ただし、出展料を案分した場合は市内企業の支払い分のみが補助対象となるのでご注意ください。

Q 同じ会場で同日・同時時間帯に複数の見本市が開催されます。そのうちの1つの見本市に参加したいのですが、単体では50小間未満です。その場合、会場内全体の小間数が50小間以上であれば、補助対象になりますか？

A 主催者が同じで、同じ目的に対する見本市の場合、複数の見本市の合計が50小間以上であれば補助対象とします。ただし、対象外となる場合もあるので、その都度商工課にて確認をお願いします。

Q オンラインの展示会・見本市は補助対象となりますか？

A 会場で行われる展示会・見本市と同様に、販路拡大等を目的とし、広く一般に公開されており、出展小間数が50小間以上であれば補助対象となります。オンラインの場合は様々なケースがありますので、事前に商工課までご相談をお願いします。

Q 海外企業展に出展を検討しており、社員は企業展には参加せず現地コーディネーターへ委託を行う予定です。ただし、契約まで話が進んだ場合には社員が行く予定でいますが、その場合の出展料は補助対象になりますか？

A 補助金の目的が、中小企業の販路拡大と自立的発展の促進であり、自社ブースを設置して自社社員が出向き、直接来場者に自社の強みを訴える場合に対しての支援策であるため、今回のケースでは補助金対象外です。

【 小間装飾費について 】

Q 商品の製造工程のジオラマを制作するが、小間装飾費としての補助金対象経費になりますか？なお、このジオラマは次回以降も見本市で使用していくつもりです。

A 補助金の趣旨として、一時的な費用に対する支援としての位置づけであるため、見本市後

も使用できるような物（パネル・パンフレット等）は補助金対象外としています。そのため、使いまわしの出来るようなジオラマは対象外です。

Q チラシやタペストリー（垂れ幕）は補助対象になりますか？

A 広告・宣伝費に該当するので、補助金対象外です。

Q ブース使用時の電気料やコンセント（レンタル）は補助対象になりますか？

A 汎用性がなく、その見本市にのみ発生する費用であるため、補助対象です。

Q 試食を伴う見本市のため、共用の水場の利用料が掛かるのですが、補助対象になりますか？

A 共用の場所ということであり、「小間」には該当せず、小間装飾費には含むことが出来ないため、補助対象外です。

Q 会場サーチャージ料は補助対象になりますか？（サーチャージ料の内訳：運搬費と共有光熱費）

A 今回のサーチャージ料は、汎用性がなくその見本市にのみ発生する費用であるため、補助対象です。ただし、サーチャージ料は見本市ごとに内訳が異なるので、その都度商工課に確認するようにお願いします。

Q 小間装飾費に含まれる運搬費・設置（撤去）費は対象になりますか？

A その場限りの小間装飾を行う際に発生する費用であるため、補助対象です。（小間装飾品に付随する物に限ります。）

Q 市の補助金申請では補助対象として申請していない物の費用は、国の補助金の対象となりますか？

A 市の補助金対象でないものについて、国に申請してもらうことは可能ですが、万が一市と国とで被ってしまった場合には、市へ補助金の返還を行ってもらう必要がありますので、注意してください。

【 支払いについて 】

Q 令和6年5月の出展分の小間料の支払いが令和5年5月に済んでしまっており、事業着手（支払い）の前に交付申請書を出すことが出来ないが、補助対象になりますか？

A 現行の補助制度では本来補助対象外になりますが、補助金の趣旨としては補助対象にするべき案件だと考えますので、補助対象として支払い後出展前の交付申請を受け付けます。

Q 海外企業が主催企業であり、支払いをユーロで行う場合はどのように補助対象経費を算出すればよいのでしょうか？（領収書もユーロでの支払金額）

A 支払いを実施した日（領収書・送金証明書の日にちより確認）の三菱ＵＦＪ銀行の現金為替レートを採用して円換算していただき、その額を補助対象経費とします。可能であれば、外国送金依頼書等、外国通貨で支払いを実施した証明書を添付していただくようにお願いします。

Q 出展後、1か月で支払いが終わらないものがあります。その場合、いつまでに実績報告書を提出すれば補助金を交付してもらえますか？

A 出展料補助金の場合、出展後30日以内に支払いが出来ないケースも多く見受けられるため、「出展日」もしくは「最後の支払いを行った日」のどちらか遅い方を事業完了日とし、その後30日以内に実績報告書を提出いただければ、補助金を交付いたします。

【 その他 】

Q 交付決定通知書を受け取った後、小間装飾費として別の装飾品を追加することになりました。その場合、実績報告書の際に追加した内容を報告すれば良いのでしょうか？

A 交付決定をした内容に変更（計画内容・予算書）が生じた場合は、必ず変更申請書を提出してください。交付申請時の交付決定金額が上限となるため、増額となった分は変更申請を実施しない限り、補助対象経費とは計上できませんのでご注意ください。

Q 補助対象経費の「運搬費」とは何を指しますか？

A 業者に委託をして製品を運んだ際の運搬費を指します。人の移動に係る費用（自家用車・レンタカー代、公共交通機関等の費用、ＥＴＣ代、ガソリン代等）は対象外です。

Q 碧南市と西尾市に工場がありますが、補助対象になりますか？

A 碧南市の工場で製造されたものを見本市でＰＲすれば、補助対象です。また、碧南工場で製造し、加工を西尾工場で行った場合も同様に補助対象です。製造・加工が共に西尾工場の場合は対象外ですので、ご注意ください。